


②海岸保全施設の整備方針図と 整備箇所整理表

海岸で特に重要な観点	
●	防護(津波)
●	防護(侵食)
●	環境
●	利用
白抜きの○は海岸保全区域外となる箇所での評価	

海岸保全施設	
① : 堤防、② : 護岸、③ : 胸壁	沖合施設 (④ : 離岸堤、⑤ : 潜堤・人工リーフ、⑥ : 突堤・ヘッドランド)
⑦ : 消波施設 (消波堤、消波工)	⑧ : 水門、樋門、陸閘
⑨ : 水門、樋門、陸閘	⑩ : 養浜、サンドバイパス
橙字 : 工事中又は計画を表示 黒字 : 既設 (完成又は暫定完成) を表示	

※  で示す受益範囲は、地盤高が堤防天端高以下となる領域。

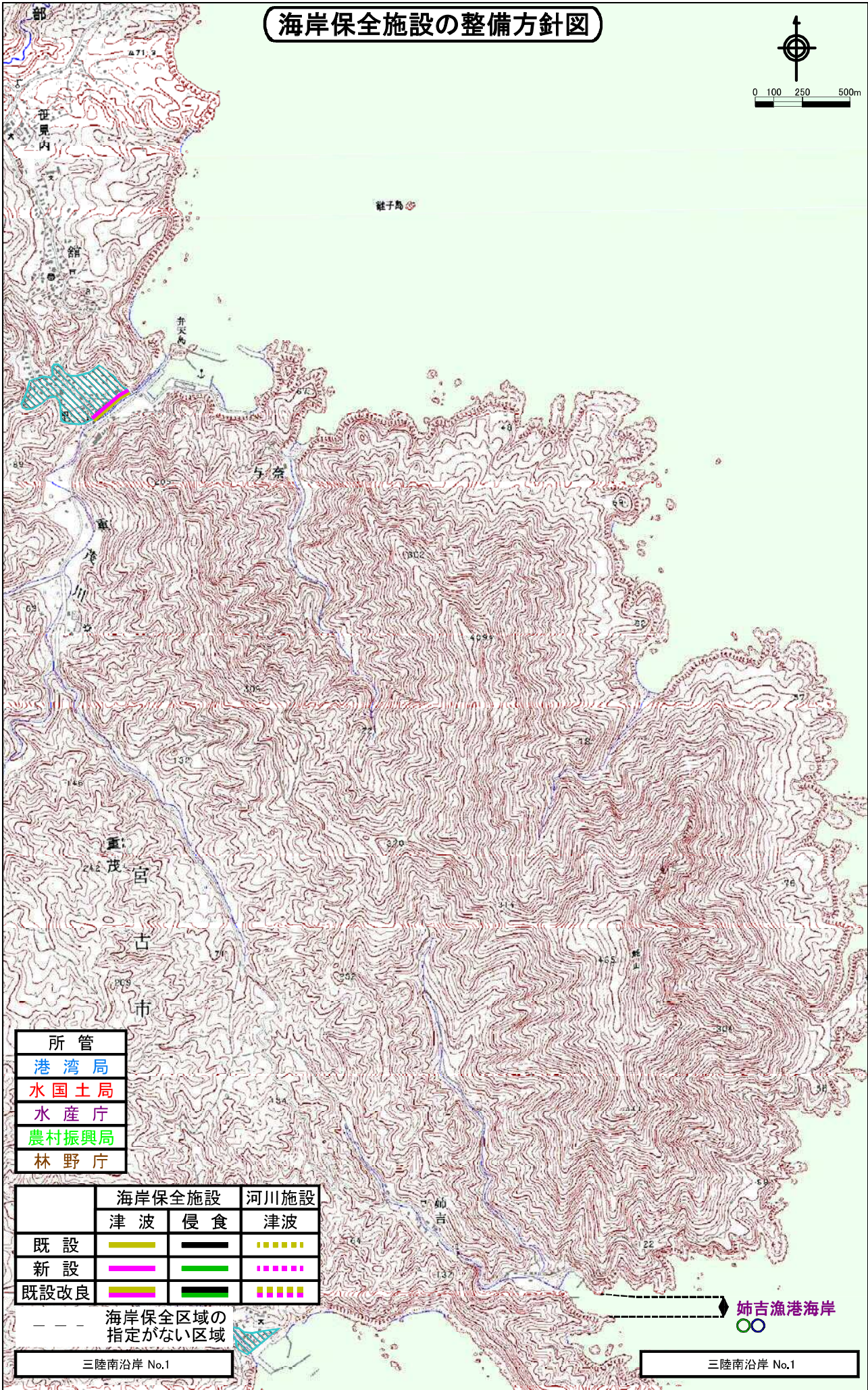
整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			指定	要			津波	浸食	防護	津波	侵食	環境						利用
宮古市	水・市				如言漁港海岸	山間部に開けた港で、力入、コノ之瀬が主体。両面は直海岸から成る。集落は漁港から離れたところに立地。	計画天端高 (第2天端高)	計画天端高 (第2天端高)										日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○風食などの海岸保全対策、△保守点線等 環境対応：◎ 利用対応：□																		

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設			
新設			
既設改良			

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.1

姉吉漁港海岸

三陸南沿岸 No.1

整備箇所整理表

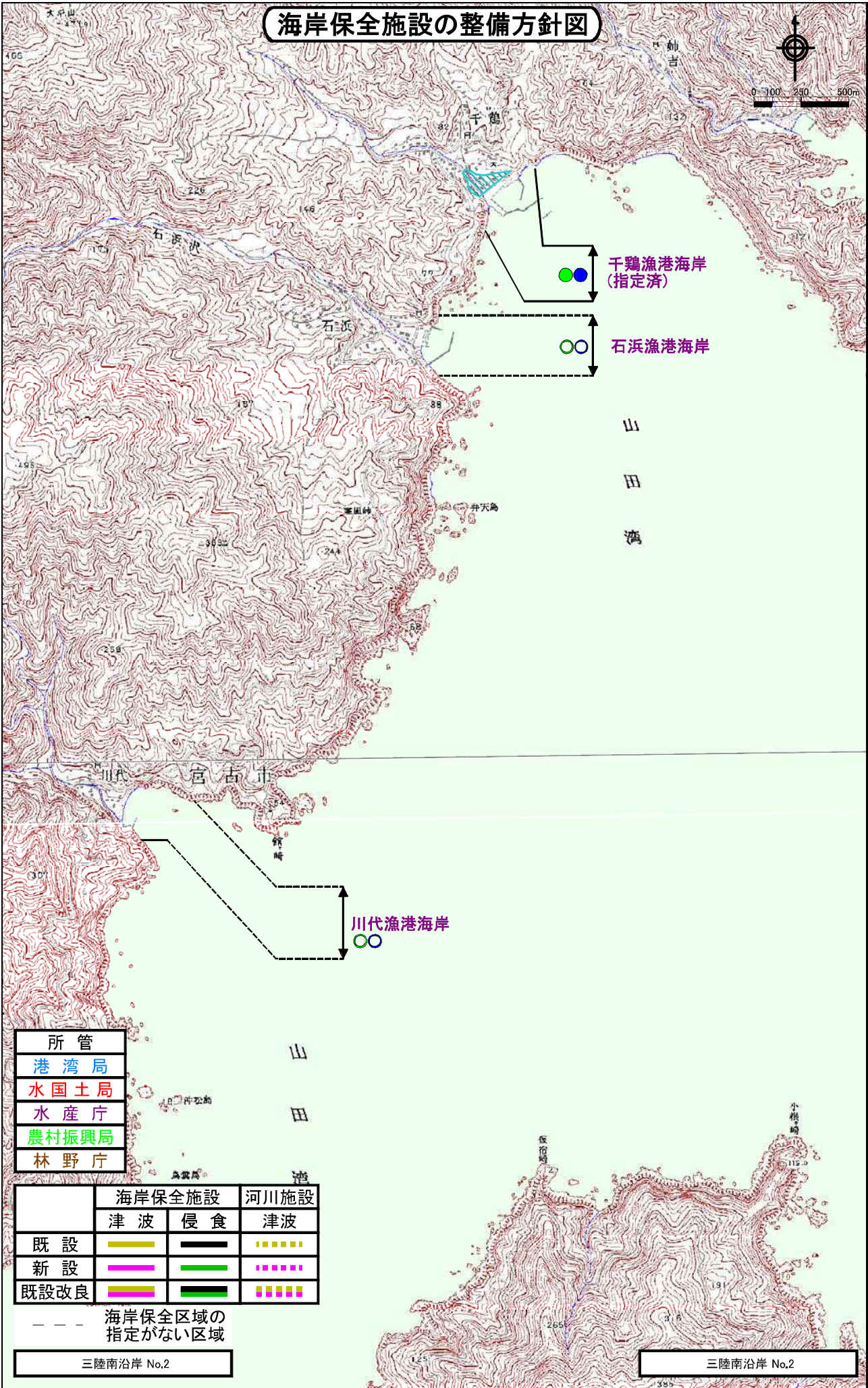
市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波 計画天端高 (第2次天端高)	侵食 計画天端高 (第2次天端高)	防波 津波	防護 津波	環境 侵食	利用						
宮古市	水・市	水	○	千鶴漁港海岸	崖海岸に位置する港で、定置網やワカメ、コンブ漁が主体。集落は高台に密集。	(一)	(一)	(一)				◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市	水		石浜漁港海岸	大きな玉石の浜が特徴の港であり、ワカメ、コンブ漁が主体。周囲は崖海岸となっている。	(一)	(一)	(一)				◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市	水		川代漁港海岸	山間部に開けた港で、ワカメ、コンブ漁が主体。周囲は崖海岸となっている。	(一)	(一)	(一)				◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港務局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環境対応：◎
 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



0 100 200 500m



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.2

整備箇所整理表

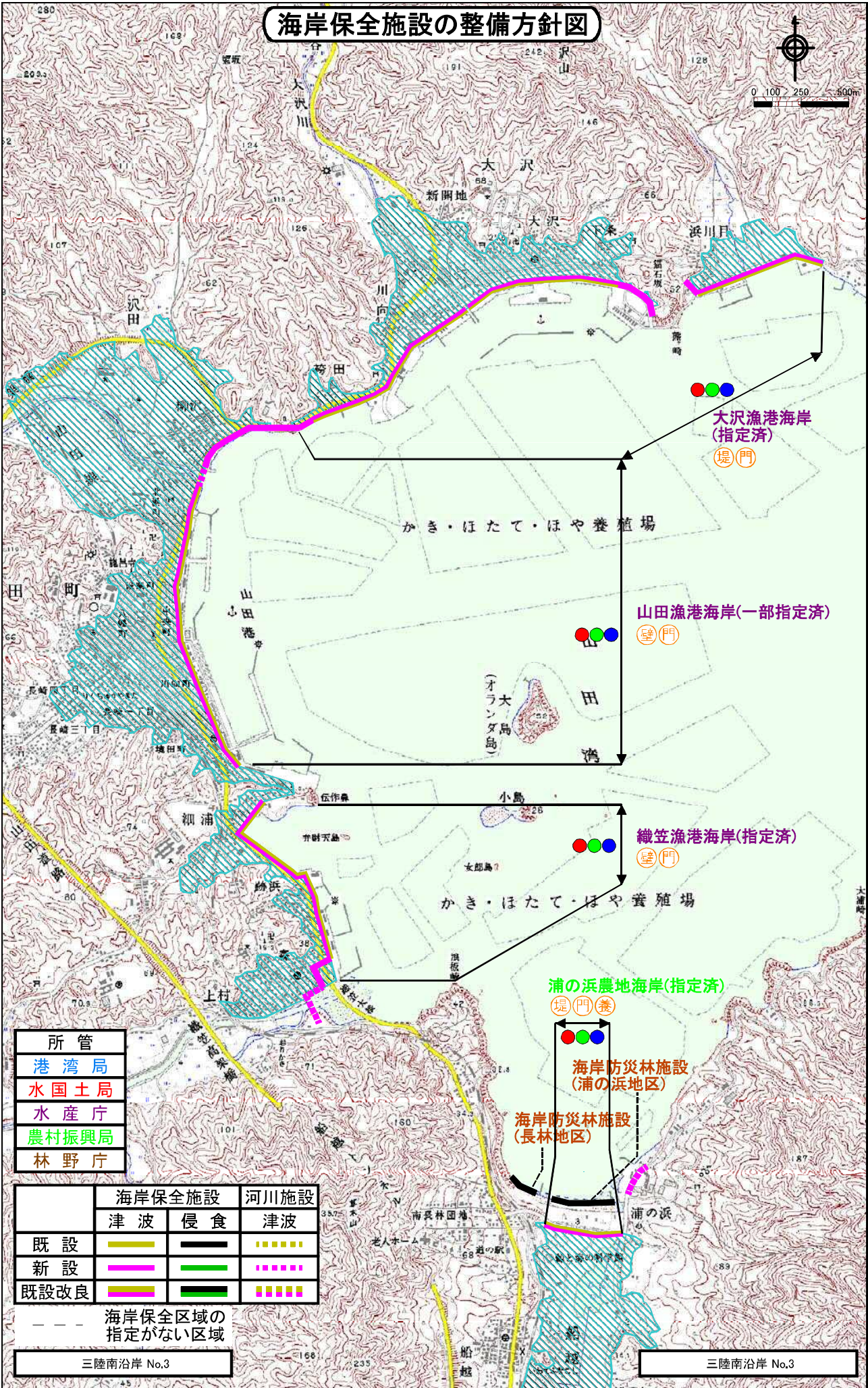
市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食 計画天端高 (第2次天端高)	防波 津波	防波 津波	環境 侵食	利用					
山田町	水・県	山田湾	○	大浜漁港海洋	天然の良港であり、湾内はカキ、ホタテの養殖も盛ん。背後は住宅密集地。	計画天端高 (第2次天端高) TP+9.70m (6.60m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁民意識の向上に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防を整備する。 水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸線継ぎを継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=2920m 水門5基 陸門1基	津波の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	水・県	山田湾	○	山田漁港海洋	静穏度の高い天然の良港で、カキ、ホタテの養殖業が盛ん。背後は住宅密集地。	計画天端高 (第2次天端高) TP+9.70m (6.60m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁民意識の向上に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防を整備する。 水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸線継ぎを継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=2250m 水門5基 陸門1基	津波の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	水・町	山田湾	○	織笠漁港海洋	織笠川の河口に位置し、静穏な山田湾を利用したカキ、ホタテの養殖が主体。背後は住宅密集地。	計画天端高 (第2次天端高) TP+9.70m (4.80m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁民意識の向上に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防を整備する。 水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸線継ぎを継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=1,329m 水門1基 陸門1基	津波の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	林・県	山田湾		長林地区	山田湾の南部に位置する砂浜海岸。	計画天端高 (第2次天端高) TP+3.50m (3.50m)	(一)	○			保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。	施設の高さを維持・確保する。	堤防L=206m	津波の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	林・県	山田湾		浦の浜地区	山田湾の南部に位置する砂浜海岸で、海水浴等の重要な観光地となっている。堤防背面は親善防備保安林が整備されている。	計画天端高 (第2次天端高) TP+2.70m (2.70m)	(一)	○			保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。	施設の高さを維持・確保する。	堤防L=380m	津波の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
山田町	農・県	山田湾	○	浦の浜農地海岸	山田湾の南部に位置する砂浜海岸。	計画天端高 (第2次天端高) TP+11.60m (6.60m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 海岸保全に必要の施設を検討して、その整備を実施する。 △ 保守高規格体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 漁民意識の向上に努める。 □ 漁港施設の利用に努める。	堤防天端高をTP+11.60mとした堤防を整備する。 水門11門 養浜L=380m	避難路、避難場所、避難誘導対策へのゾーン面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び05年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、保守規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。 また、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。		

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○慢食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

「指定済」及び「要指定」に○印がないものは：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸沿岸 No.3

整備箇所整理表

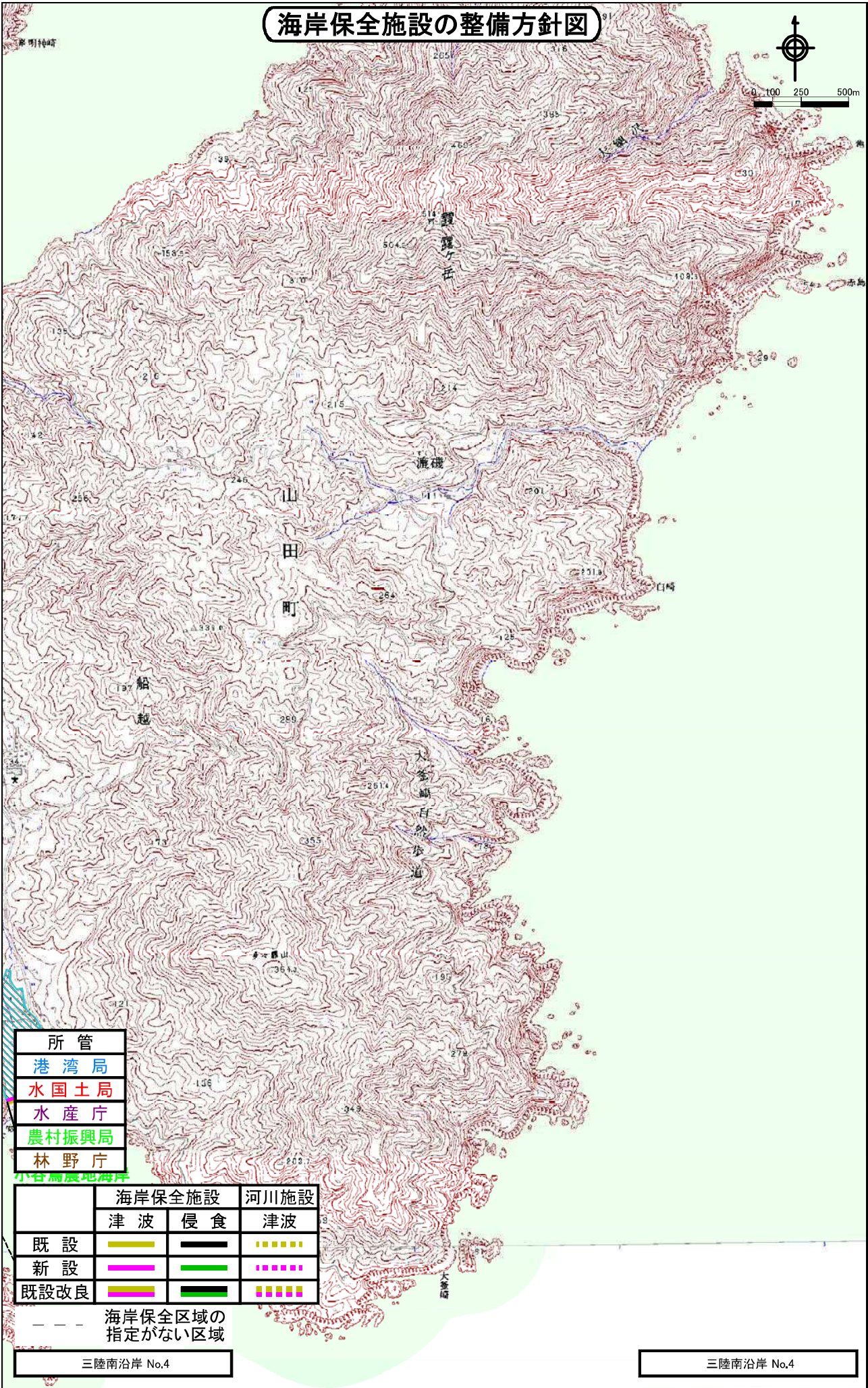
市町村名	所管管理者	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
					津波 計画天端高 (第2次天端高)	浸食 計画天端高 (第2次天端高)	防波 津波	防波 津波	防波 津波	防波 津波	防波 津波	防波 津波					

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設			
新設			
既設改良			

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸沿岸 No.4

三陸沿岸 No.4

整備箇所整理表

市町村名	所管 管理者	湾	海岸保全 区域	海岸名 (地域名、字名や 一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に 必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	食害	防護	環境	利用					
山田町	水・県	山田湾	○	船越漁港海岸 (浦の浜)	山田湾の南側に位置し、背後には道路及び幅員関係施設等がある。	(一)	(一)	○	○	○	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・県	山田湾	○	大浦漁港海岸	天然の良港であり、カキ、ホタテの養殖が盛ん。背後は住宅密集地。	TP+9.70m (6.60m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守・防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。磯浜騒音の低減に努める。漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの胸壁を水門5基の陸側面に設置する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=1730m 水門5基 陸側1基	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・町	船越湾		小谷島農地海岸	小谷島農地海岸の前面に位置し、崖及び砂浜海岸となっている。ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ漁が盛ん。砂浜はコンブの干置する砂浜海岸。	(一)	(一)				現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	農・県	船越湾	○	小谷島農地海岸	小谷島漁港の背後に位置し、浜側には砂浜海岸となっている。	TP+12.80m (8.00m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守・防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。磯浜騒音の低減に努める。漁港施設の利用に配慮する。	堤防天端高をT.P.+12.80mとした堤防を整備する。	船越路、遊歩場所、遊歩道と菜園のソフトラムの充実により対処。	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	水・県	船越湾	○	船越漁港海岸	船越湾の渚奥部に位置し、前浜は砂浜で、背後は公園(予定)。	TP+12.80m (8.35m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。海岸保全に必要な施設を整備する。保守・防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。現状の海岸環境の継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境の検討し推進する。	天端高T.P.+12.80mの堤防を整備する。水門6基の陸側3基の設置。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=1,580m 水門6基 陸側3基	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
山田町	河・県	船越湾	○	船越南海岸	船越湾の渚奥部に位置し、前浜は砂浜で、背後は公園(予定)。	TP+12.80m (8.35m)	(一)	●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。海岸保全に必要な施設を整備する。保守・防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。現状の海岸環境の継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境の検討し推進する。	堤防天端高をT.P.+12.80mとした堤防を整備する。	堤防L=428m 人工リーフ1基(L=250m)	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎

利用対応：□

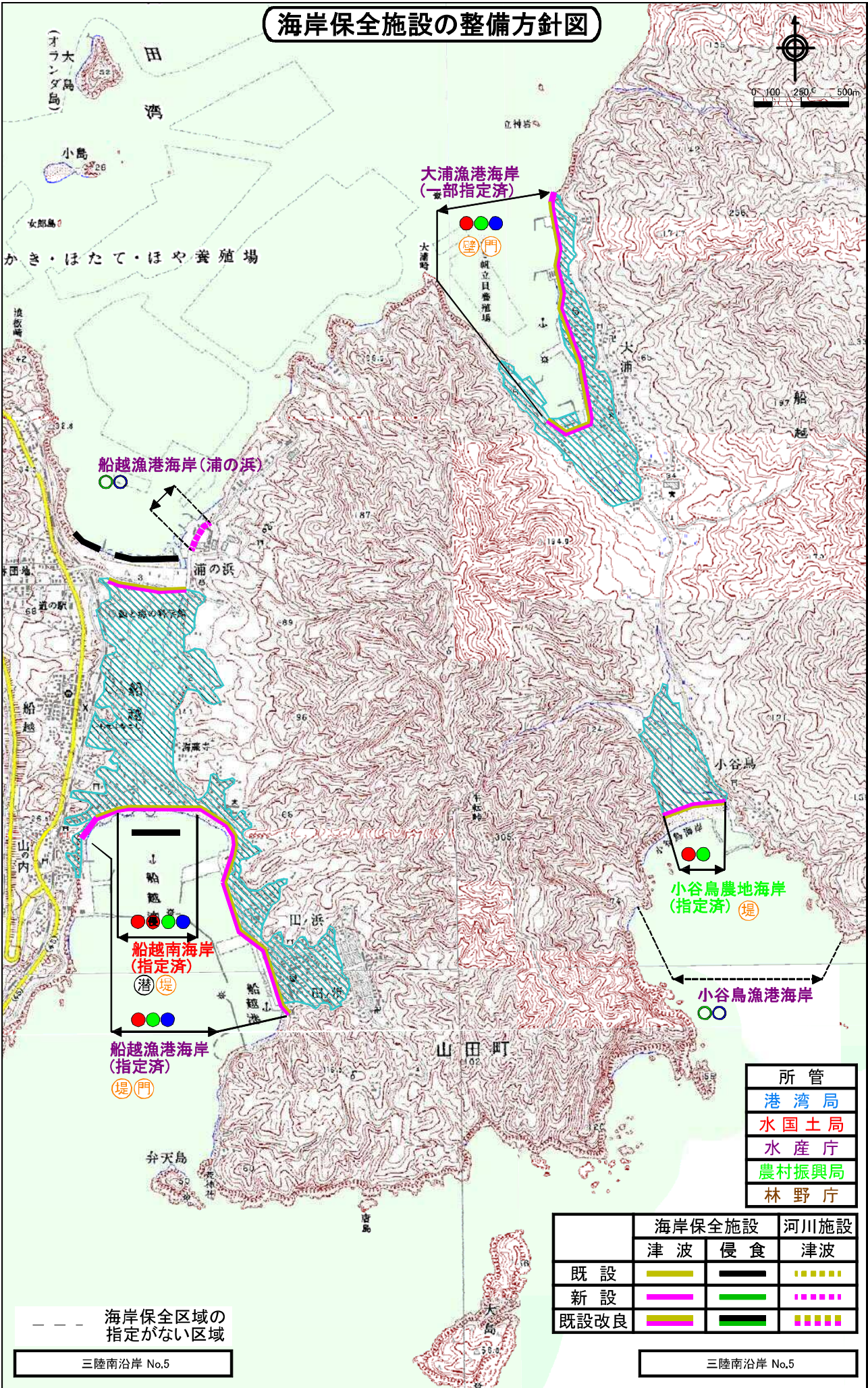
海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



0 100 200 500m



船越漁港海岸(浦の浜)

大浦漁港海岸(一部指定済)

小谷島農地海岸(指定済)

小谷島漁港海岸

船越南海岸(指定済)

船越漁港海岸(指定済)

所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.5

三陸南沿岸 No.5

整備箇所整理表

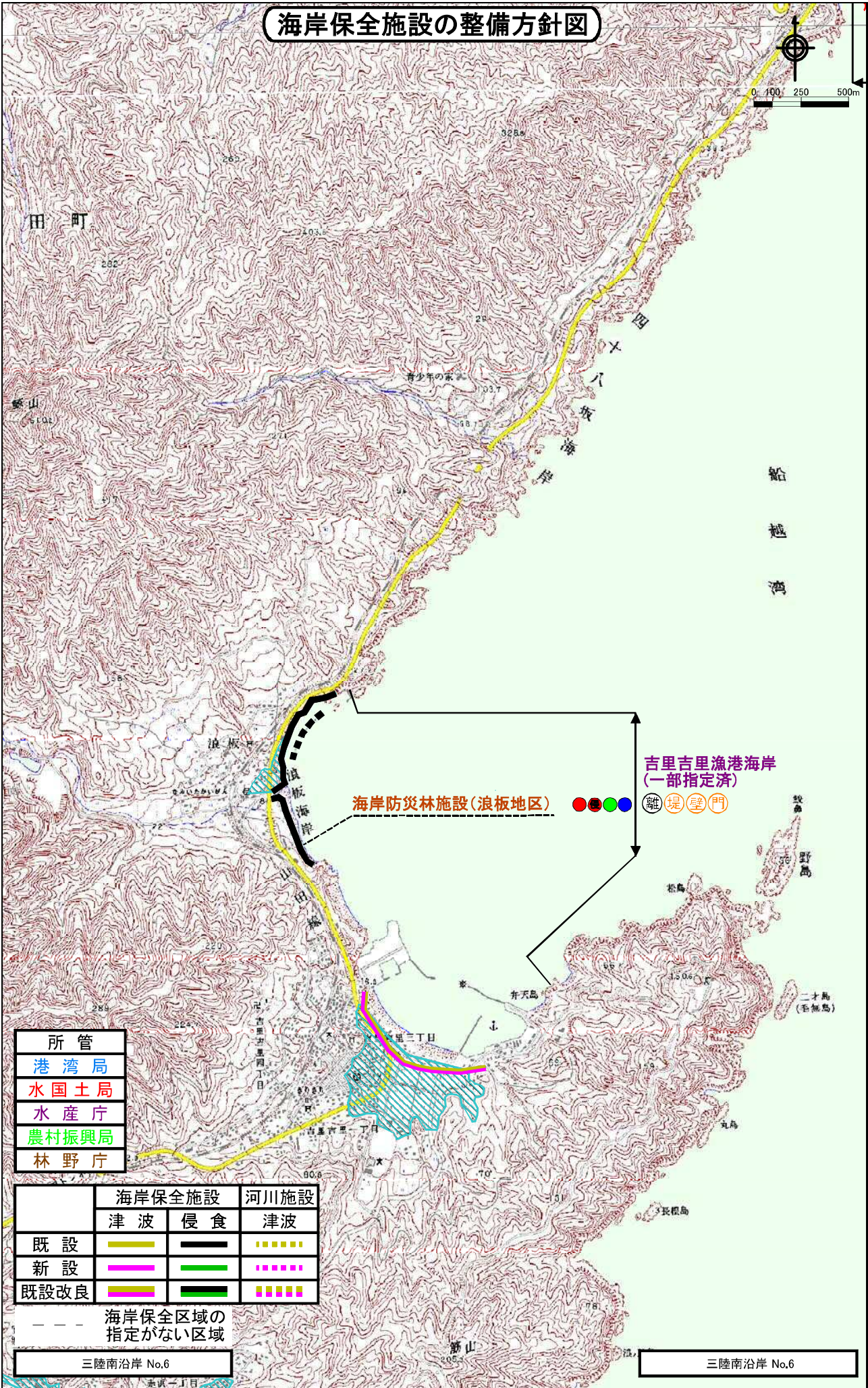
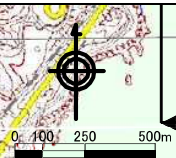
市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域	海岸名 (地域名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	防波	津波	環境					
大瀬町	水・県	船越湾	○	吉里至里 漁港海岸	漁港施設が存在する。 崖及び砂浜海岸からなる。 り、砂浜海岸は案内有数の の海水浴場でソイフンヤ リーアでも整備済み。	計画天端高 (堤防天端高)	計画天端高 (堤防天端高)	津波	防波	環境	利用	● 津波防護施設を整備して津波への防 護を確保する。 ○ 砂浜の保全に配慮する。 ○ 漁業・海水浴の利用に配慮する。 ○ 侵入に対する安全性を確保するため の整備を行う。	堤防=328m 胸壁=300m 水門基 礎岸堤2基(L=200m)	砂浜の保全に努める。 海水浴場の利用に配慮する。 漁港施設の利用に配慮する。	日常監視、台風や地震等の発 生後の臨時点検及び5年に回 り実施の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。 追加及び施設を維持するため に必要となる機器・器具等を良好な 状態に保つよう、保存原則等に 従い、定期的な点検・整備を行 う。 利用者が訪れる海岸であるた め、日常監視や臨時点検に際 しては、特に利用者の安全に留 意する。	
大瀬町	林・県	船越湾		漁港地区	堤防前面は片寄せ海岸 として有名な浪板海岸 で、海水浴等の重要な観 光地となっている。堤防 前面は海岸防護保安林 が整備されている。	(一)	TP+4.50m (4.50m)					△ 保守管理体制の承継や、防護・保安 施設の維持管理を実施して、施設の 安定を確保する。 ○ 侵入に対する安全性を確保するため の整備を行う。 ○ 海水浴場の保全に配慮する。 ○ 利用者の快適性を高めるため、海浜 の保全に努める。	堤防=407m	当面は、遊歩路、遊憩場所、遊講談 場対策へのソフト面の充実を図る。 海浜の保全に努める。	日常監視、台風や地震等の発 生後の臨時点検及び5年に回 り実施の定期点検を実施し、適 切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるた め、日常監視や臨時点検に際 しては、特に利用者の安全に留 意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎

利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.6

吉里吉里漁港海岸 (一部指定済)

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

三陸南沿岸 No.6